

新発田市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、進学に伴い新潟県外へ転出した若者のUターンを促進するため、大学等を卒業後に本市にUターンし、就労する者のうち、奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内において新発田市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
 - イ 新潟県奨学金（月額で貸与されたものに限る。）
 - ウ その他市長が認めるもの
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (3) Uターン 高等学校卒業時において本市内に居住していた者又は親族（2親等以内の親族に限る。）が市内に在住している者が大学等卒業後に本市内に居住の実態を移し、生活の本拠を置くことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請をしようとする日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、令和5年度以後に返還が始まる

者

- (3) 初回の申請日における年齢が30歳未満であって、本市に転入した日から起算して1年を経過しない者
- (4) 新潟県外の大学等を卒業後本市へUターンした者であって、Uターンした日から継続して5年間定住する意思を有するもの。
- (5) 申請日において就労している者
- (6) 市税及び返還すべき奨学金の滞納がない者
- (7) 新潟県その他の団体から奨学金の返還に係る補助を受けていない者
- (8) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められない者

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員又は地方公務員として就労する者は、補助対象者としなない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、申請日の属する年度中に補助対象者が返還した奨学金の額及び利息相当額とする。ただし、繰上返還による奨学金の返還額を除く。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次の各号のいずれかの月から起算して36月を限度とする。

- (1) 奨学金の初回の返還期日の属する月の前月までに申請があった者については、初回の返還期日の属する月
- (2) 奨学金の初回の返還期日の属する月以降に申請があった者については、申請月の翌月

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、補助対象期間の終期は、当該事実が生じた日の属する月までとする。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（次条において「申請者」という。）は、新発田市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度ごとに市長に申請しなければならない。ただし、2回目以降に申請する場合は、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 奨学金等を貸与した機関が発行する奨学金等の貸与総額及び返還計画が分かる書類
- (2) 大学等の卒業証明書等の写し
- (3) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (4) 就労証明書（別記第3号様式）又は個人事業主等であることを確認できる書類
- (5) 市税の未納がないことが分かる証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は新発田市奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに新発田市奨学金返還支援事業補助金交付変更申請書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新発田市奨学金返還支援事業補助金交付変更決定通知書（別記第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとする年度にかかる奨学金の返還を完了したときは、市長が定める日までに新発田市奨学金返還支援事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金返還額証明書又は申請日の属する年度中に返還すべき奨学金の返還金額を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市奨学金返還支援事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の一部を概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用主の都合による解雇、災害、病気等交付決定者においてやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第1

0号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

新発田市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第12条に規定する
交付決定の取消しに係る基準

新発田市奨学金奨学金返還支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消す場合における取消額は、同項各号に規定する取消事由の場合に応じ、次の表に定めるとおりとする。

取消事由		取消額
第12条第1項 第1号該当	Uターン後1年以内の転出	全額
	Uターン後1年以上、かつ、補助対象期間内の転出	返還月額 の3月相当分
	補助対象期間満了後、かつ、Uターン後5年未満の転出	返還月額 の2月相当分
第12条第1項第2号該当		全額
第12条第1項第3号該当		市長が別に定める額